

別表第1

構造計算適合性判定手数料表

業務規定第26条に定める判定手数料の額は、判定の求め1件につき、対象建築物の床面積の合計及び判定の種別の各区分により、次の表に掲げる額とする。

| 床面積の合計 | 判定の種別 | |
|---------------------|-----------|-----------|
| | ピアチェック | 再計算 |
| | 単価 (単位 円) | 単価 (単位 円) |
| 500㎡以内 | 156,000 | 107,000 |
| 500㎡を超え、1,000㎡以内 | 156,000 | 107,000 |
| 1,000㎡を超え、2,000㎡以内 | 209,000 | 134,000 |
| 2,000㎡を超え、10,000㎡以内 | 240,000 | 147,000 |

(注1) 判定の求め1件とは、対象建築物1棟とする。同一敷地内に2棟以上の建築物がある場合は、各棟1件として計算する。

(注2) 1棟の建築物が、2以上の部分でエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない工法のみで接しているときは、当該建築物の2以上の部分をそれぞれ1棟の建築物とみなす。

また、この場合の床面積の合計は、当該建築物の2以上の部分をそれぞれ1棟の建築物とみなして算定する。